

7 鉱区税に関する調

区 分			総 鉱 区		左 の う ち 非 課 税 鉱 区		課 税 対 象 鉱 区		調 定 額 (千円)
			件 数	面 積 又 は 延 長 (百アール)	件 数	面 積 又 は 延 長 (百アール)	件 数	面 積 又 は 延 長 (百アール)	
鉱業権の鉱区と砂鉱を目的としない鉱区	試験鉱区	石油又は天然ガス鉱区以外	13	3,098	0	0	18	3,882	714
		石油又は天然ガス鉱区	0	0	0	0	0	0	0
	探掘鉱区	石油又は天然ガス鉱区以外	111	15,367	1	4	110	15,419	6,167
		石油又は天然ガス鉱区	0	0	0	0	0	0	0
権の鉱区と砂鉱を目的とする鉱区	法第180条第1項第2号に規定する鉱区		0	0	0	0	0	0	0
	法附則第13条の規定の適用を受ける鉱区		0	0 (千メートル)	0	0 (千メートル)	0	0 (千メートル)	0
	合 計		124		1		128		6,881

8 狩猟税に関する調

区 分			税 率	狩 猟 者 登 録 総 件 数	調 定 額 (千円)
狩 猟 税	第一種銃猟免許に係る登録	所得割額の納付を要する者	-	835	8,017
		① 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	16,500円×1/4	0	0
		② 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	16,500円×3/4	0	0
		③ 法附則第32条の2第1項に該当するもの	16,500円×1/2	692	5,674
		④ 法附則第32条の2第2項に該当するもの	16,500円×1/2	2	16
		⑤ 上記に該当しないもの	16,500円	141	2,327
		所得割額の納付を要しない者	-	212	1,276
		⑥ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	11,000円×1/4	0	0
		⑦ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	11,000円×3/4	0	0
		⑧ 法附則第32条の2第1項に該当するもの	11,000円×1/2	192	1,056
		⑨ 法附則第32条の2第2項に該当するもの	11,000円×1/2	0	0
		⑩ 上記に該当しないもの	11,000円	20	220
		課税免除	-	421	
		⑪ 法附則第32条第1項に該当するもの	-	375	
		⑫ 法附則第32条第2項に該当するもの	-	46	
	網猟免許に係る登録	所得割額の納付を要する者	-	10	41
		⑬ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	8,200円×1/4	0	0
		⑭ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	8,200円×3/4	0	0
		⑮ 法附則第32条の2第1項に該当するもの	8,200円×1/2	10	41
		⑯ 法附則第32条の2第2項に該当するもの	8,200円×1/2	0	0
		⑰ 上記に該当しないもの	8,200円	0	0
		所得割額の納付を要しない者	-	0	0
		⑰ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	5,500円×1/4	0	0
		⑱ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	5,500円×3/4	0	0
		⑲ 法附則第32条の2第1項に該当するもの	5,500円×1/2	0	0
		⑳ 法附則第32条の2第2項に該当するもの	5,500円×1/2	0	0
		㉑ 上記に該当しないもの	5,500円	0	0
		課税免除	-	42	
		㉒ 法附則第32条第1項に該当するもの	-	40	
		㉓ 法附則第32条第2項に該当するもの	-	2	
	わな猟免許に係る登録	所得割額の納付を要する者	-	1,439	6,983
		㉔ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	8,200円×1/4	0	0
		㉕ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	8,200円×3/4	0	0
		㉖ 法附則第32条の2第1項に該当するもの	8,200円×1/2	1,165	4,777
		㉗ 法附則第32条の2第2項に該当するもの	8,200円×1/2	10	41
		㉘ 上記に該当しないもの	8,200円	264	2,165
		所得割額の納付を要しない者	-	384	1,141
		㉙ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	5,500円×1/4	0	0
		㉚ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	5,500円×3/4	0	0
		㉛ 法附則第32条の2第1項に該当するもの	5,500円×1/2	347	937
		㉜ 法附則第32条の2第2項に該当するもの	5,500円×1/2	0	0
		㉝ 上記に該当しないもの	5,500円	37	204
		課税免除	-	714	
		㉞ 法附則第32条第1項に該当するもの	-	678	
		㉟ 法附則第32条第2項に該当するもの	-	36	
係 属 免 許 種 別 に 統 一	第二種銃猟免許に係る登録		-	91	273
		㊱ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	5,500円×1/4	0	0
		㊲ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	5,500円×3/4	0	0
		㊳ 法附則第32条第1項に該当するもの	-	23	
		㊴ 法附則第32条第2項に該当するもの	-	1	
		㊵ 法附則第32条の2第1項に該当するもの	5,500円×1/2	34	92
		㊶ 法附則第32条の2第2項に該当するもの	5,500円×1/2	0	0
		㊷ 上記に該当しないもの	5,500円	33	181
		① ～ ㊷ の 合 計	-	4,148	17,731